

エルドロードフットボールクラブ 会則

(名称)

1. 本クラブは、エルドロードフットボールクラブ(以下単にクラブ)とする。

(所在)

2. 本クラブは、山梨県笛吹市一宮町石1187番地 特定非営利活動法人エルドロード事務所に事務局を置く。

(基本理念)

3. 本クラブでは、サッカーを通じての健全な心身の育成を図り、より正しい人間づくりを基本理念とし、地域社会のスポーツ振興に貢献するものとする。

(入会資格)

4. 本クラブに入会できるものは、各クラス別に定められた資格に該当し、本クラブの会則に賛同した者とする。
5. スポーツを行うのに適した健康状態であること。
6. 親権者の許可を得た者であること。
7. 原則として、他のサッカースポーツ少年団、サッカー部に入っていない者であること。

(入会手続き)

8. 入会希望者は、所定の入会申込み用紙に必要事項を記入し、事務局に申し込む(用紙は事務局にて配布)別に定める入会金は口座引落しでの納入とする。

(会費)

9. 会費は、年会費・月会費として別に定めるところにより、コース別の会費を納入しなければならない。会費の納入は原則口座引落しとする。
10. 一旦納入した会費は、原則として返還しない。
11. 大会・遠征試合等についての交通・宿泊費等については別途徴収する。

(保険)

12. 会員は入会と共にスポーツ安全協会の保険に入る。手続きはすべて事務局にて行う。

(練習時間)

13. 会員は、個人の能力と希望に応じて、コース別に定められた曜日、時間に限り、指導を受けることができる。
14. 雨天時、またはそれに付随するグラウンド使用不可能な場合、技術向上を目的とする室内講義、または振替練習を行う場合がある。

(休会・退会)

15. 休会(1ヶ月以上6ヶ月以内)を希望する会員は、事務局に申し出て、別に定める休会費を納入する。休会費は月会費の半額とする。
16. 退会するものは、その前月までに、事務局に届けなければならない。

(除名)

17. 会員が次の各項に該当する事項が生じたときは、クラブミーティングでの議決により除名することができる。
 - 1)本クラブの名誉をいちじるしく損じるか、またはその目的に違反する行為があったとき。
 - 2)本クラブの事業を無断欠席したとき

(会員の心得)

18. 会員、関係者は、次の事項を厳守しなければならない。
 - 1)スポーツマン精神に則り、全員が明るく、楽しく、元気よく行動すること。
 - 2)クラブへの往復路においては、交通ルールを厳守すること。また送迎等においても、駐車場所を厳守し、近隣の迷惑とならうる行為は行わないこと。
 - 3)秩序を守り、本クラブの目的に添うよう、学業面でも努力すること。

(事故の責任)

19. 会員は、グラウンド等施設利用の規則を守り、指導者の指示に従って行動するものとし、活動中におきた事故については、保険の規約範囲内で対応する。またこれに違背して、盗難・損害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

*. 本会則は、平成14年4月1日より施行する。(平成18年6月5日一部 改正)